

令和元年度広島県計画に関する 事後評価

令和5年12月
広島県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・令和2年10月29日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員から意見聴取
- ・令和3年1月22日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員から意見聴取
- ・令和3年11月30日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員から意見聴取
- ・令和4年10月20日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員会から意見聴取
- ・令和4年11月30日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員会から意見聴取
- ・令和5年12月28日 広島県医療介護総合確保推進委員会委員会から意見聴取中

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

2. 目標の達成状況

令和元年度広島県計画に規定する目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

■広島県全体（目標）

1. 目標

広島県においては、それぞれの医療介護総合確保区域において、限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図り、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

限られた医療・介護資源を活用した地域にふさわしいバランスのとれた医療・介護提供体制を構築するには、医療機能別の需要に応じた病床数を確保する必要があることから、「広島県地域医療構想」を踏まえ、病床機能の転換等医療機関の自主的な取組を促進する。

また、患者の状態に合わせた在宅医療への移行を円滑に進めるため、ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を図る。

【定量的な目標値】

- ・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値 (H30)	目標値 (R7)
高度急性期	4,290 床	2,989 床
急性期	13,249 床	9,118 床
回復期	4,952 床	9,747 床
慢性期	9,767 床	6,760 床以上

- ・ICTを活用した医療情報ネットワークの構築

H30：1,229 機関→R2：2,800 機関

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療に取り組む医師を確保することにより、地域包括ケアシステムを強化する。

【定量的な目標値】

- ・地域包括ケアシステムが構築されている日常生活圏域数

H30：125 圏域→R2：125 圏域

③ 介護施設等の整備に関する目標

介護施設等の整備を支援することで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できる基盤づくりを推進する。

令和元年度においては、第7期介護保険事業支援計画等に位置付けている地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型サービス延利用者数 H29：19,848 人→R2：23,735 人

④ 医療従事者の確保に関する目標

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構を中心に、大学、医師会、県、市町等が一体となって医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- ・ 県内医療施設従事医師数（人口 10 万人対） H28：254.6 人→R4：264.6 人以上
- ・ 過疎地域の医療施設従事医師数（人口 10 万人対）
H28：190.5 人→R4：203.4 人以上
- ・ 県内小児科医師数（小児人口千人対）
H28：1.0 人→H30：全国平均値（参考値：1.0 人（H28））を維持
- ・ 県内地域医療に携わる女性医師数 H28：1,409 人→H30：1,494 人以上
- ・ 手当支給施設の産科・産婦人科医師数 H28：278 人→H30：現状値を維持
- ・ 分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
H28：15.93 人→H30：現状値を維持
- ・ 医療施設従事看護職員数 H28：42,904 人→R5：45,276 人
- ・ 救急搬送人員に占める軽症患者の割合（18 歳未満）
H29：66.7%→H30：66.2%以下

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和 7 年には、約 6,950 人の介護職員の受給ギャップが生じると推計されており、必要となる介護職員の不足を解消するため、介護・看護従事者及び介護支援専門員等のスキルアップを図ることにより、介護従事者等のモチベーションを向上させるなど、人材の育成・定着を促進する。

【定量的な目標値】

- ・ 介護職員の離職者のうち 3 年未満職員の割合 H28：64.6%→R2：59.3%以下
- ・ 介護職員数 H27：47,102 人→H30：49,830 人以上
- ・ 要介護認定率 H28：19.3%→R2：19.1%
- ・ 認知症入院患者の入院後 1 年時点の退院率 H26：67.9%→H30：71.3%

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□広島県全体（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、5 施設が回復期（236 床）に転換した。（令和元年度）
- ・ 地域医療情報ネットワークがある医療介護総合確保区域を「7 区域（全区域）」のまま維持した。
- ・ 地域医療情報ネットワークについて、情報開示施設が 4 施設増、情報閲覧施設が 2 施設増となり、全体で 755 施設の加入となった。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 全ての日常生活圏域（125 圏域）で構築されている地域包括ケア体制について、質

の向上が図られた。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域密着型サービス延利用者数が、令和元年度中に20,142人に増加した。（前年度比17人の増）（令和元年度）
 - ・ 地域密着型サービス延利用者数 H29：19,848人→R3：28,500人

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 県内医療施設従事医師数（人口10万人対）は258.6人（H30）から267.6人（R2）に増加した。また、過疎地域の医療施設従事医師数（人口10万人対）は、195.1人（H30）から200.0人（R2）に増加した。（R4.4時点）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合は、令和3年度は59.3%となり、減少傾向にある。（H28：64.6%→R3：59.3%）また、離職率についても減少傾向にある（R28：16.7%→R3：13.7%）。
- ・ 介護職員数は、47,102人（H27）から51,503人（R元）に増加した。
- ・ 認知症患者の入院後1年時点の退院率は、79.2%（R元）である。

2) 見解

「広島県地域医療構想」を踏まえ、引き続き、患者の状態に合わせた在宅医療への移行を円滑に進めるため、ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を図るとともに、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスを中心とした介護施設等の整備や、医療・介護人材の確保・育成・定着を促進する。

3) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■広島（目標と計画期間）

1. 目標

広島区域では、在宅医療提供体制の整備や在宅医療に関する人材育成が課題となっていることから、これらの課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	2,505床	1,585床
急性期	5,580床	4,242床
回復期	1,894床	4,506床
慢性期	3,806床	2,730床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 整備数 1 か所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 整備数 1 か所
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 整備数 1 か所

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□広島（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、2 病院が急性期及び慢性期から回復期（146床）に転換した。（令和元年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備数 1 施設（R 元年度実施）
- ・ 小規模多機能型居宅介護 整備数 2 施設（R 元年度実施）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 整備数 2 施設（R 元年度実施）
- ・ 介護医療院への転換（35 床） 整備数 1 施設（R 元年度実施）
- ・ 特別養護老人ホーム（30 床増床） 整備数 1 施設（R 元年度実施）
- ・ 介護医療院への転換（48 床） 整備数 1 施設（R 2 年度実施）

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■広島西（目標と計画期間）

1. 目標

広島西区域では、「地域包括支援センター」やケアマネジャーを中心とした介護・福祉関係者と一体となった支援を行い、退院から日常の療養・急変時の対応が包括的・継続的に行われ、患者が望む場所での看取りができる体制整備が課題となっていることから、この課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想で記載する令和 7 年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	260 床	156 床
急性期	606 床	410 床
回復期	209 床	515 床
慢性期	1,075 床	478 床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 整備数 1 か所
- ・ 認知症高齢者グループホーム 整備数 1 か所

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□広島西（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、未実施。（令和 4 年度以降の実施）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 介護医療院への転換（35 床） 整備数 1 施設（R 元年度実施）

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■呉（目標と計画期間）

1. 目標

呉区域では、救急医療をはじめとした医療提供体制の維持・確保や、病院等における看護師等の医療従事者の確保に苦慮していることから、この課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想で記載する令和 7 年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	695 床	287 床
急性期	1,162 床	858 床
回復期	422 床	894 床
慢性期	1,024 床	751 床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 認知症高齢者グループホーム 整備数 3 か所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 整備数 1 か所

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□呉（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、1 病院が急性期から回復期（34床）に転換した。（令和元年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 認知症高齢者グループホーム 整備数 3 施設（R 元年度実施）
- ・ 介護医療院への転換（115 床） 整備数 3 施設（R 元年度実施）

2) 見解

病院等における看護師等の医療従事者の確保が一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■広島中央（目標と計画期間）

■広島中央

1. 目標

広島中央区域では、医療を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれる中、急性期治療後、在宅に必要な医療が受けられるよう、医療・介護を担う人材の育成や、在宅医療連携の仕組みづくりの整備が必要であるという課題が存在していることから、これらの課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想で記載する令和 7 年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	14 床	122 床
急性期	1,021 床	672 床
回復期	541 床	678 床
慢性期	945 床	669 床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 整備数 2 か所

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□広島中央（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、1病院が急性期から回復期（4床）に転換した。（令和元年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

未実施

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■尾三（目標と計画期間）

1. 目標

尾三区域では、救急医療をはじめとした医療提供体制を充実させるとともに、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所で、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等と連携を図り、24時間の往診、訪問看護等を提供する体制を引き続き確保するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	353床	242床
急性期	1,626床	905床
回復期	576床	991床
慢性期	1,030床	726床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 整備数 29床
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム併設ショートステイ 整備数 20床

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

□尾三（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 回復期病床への転換に係る事業については、未実施。（令和2年度以降の実施）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 看護小規模多機能型居宅介護 整備数 1 施設（R 元年度実施）
- 地域密着型特別養護老人ホーム併設ショートステイ 整備数 1 施設（R 元年度実施）
- 介護医療院への転換（41 床） 整備数 1 施設（R 元年度実施）

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■福山・府中（目標と計画期間）

1. 目標

福山・府中区域では、診療所の訪問診療及び往診について、人口 10 万人当たりの実施件数が少なく、全国及び広島県平均と大きく隔たりがあるなど、在宅医療の充実が課題となっており、また、看護師の確保も課題となっていることから、これらの課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値 (H30)	目標値 (R7)
高度急性期	429 床	524 床
急性期	2,633 床	1,691 床
回復期	1,133 床	1,840 床
慢性期	1,052 床	976 床以上

③ 介護施設等の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 地域密着型特別養護老人ホーム 整備数 29 床
- 認知症対応型デイサービスセンター 整備数 1 か所
- 認知症高齢者グループホーム 整備数 4 か所

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

- 福山・府中圏域の小児科医師数（小児人口 10 万人対）H28：68.8 人→H34：95.6 人

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□福山・府中（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 回復期病床への転換に係る事業については、1病院が慢性期から回復期（52床）に転換した。（令和元年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 認知症対応型デイサービスセンター 整備数1施設（R元年度実施）
- 認知症高齢者グループホーム 整備数5施設（R元年度実施）
- 介護医療院への転換（50床） 整備数1施設（R元年度実施）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 看護学校における教育環境の整備（1看護専門学校）を実施した。

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■備北（目標と計画期間）

1. 目標

備北区域では、高齢化率が県内において最も高く、今後も医療を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、在宅医療提供体制の確立が求められていることから、この課題を解決するため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

区分	現状値（H30）	目標値（R7）
高度急性期	34床	73床
急性期	621床	340床
回復期	177床	323床
慢性期	835床	430床以上

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

□備北（達成状況）

【継続中】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への転換に係る事業については、未実施。（令和4年度以降の実施）

2) 見解

地域包括ケアシステムを構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3-1. 事業の実施状況（医療分）

令和元年度広島県計画に規定した事業（医療分）について、令和4年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 在宅歯科診療設備整備事業	【総事業費】 9,780 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	イチマ歯科医院 他 23 施設	
事業の期間	令和元年 11 月 19 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者人口の増加に伴い、在宅の認知症高齢者等が増加することが予想され、在宅歯科診療のための専門的な機能を有した歯科医療機関を増加させる必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 279 施設（R 元年度末）→ 346 施設（R5 年度末）	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者への口腔ケア及び在宅介護者への歯科口腔保健の知識や技術の指導を実施するために必要となる医療機器等の設備整備に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備医療機関数 25 施設	
アウトプット指標（達成値）	整備歯科医療機関数 12 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数 234 施設（R2 年度末）→ 255 施設（令和 4 年度）	
	<p>（1）事業の有効性 診療報酬上の施設基準要件である過去 1 年間の歯科訪問診療の算定実績や、適切な研修を受講した歯科医師・歯科衛生士の数が十分でない歯科医療機関も多く、令和 5 年度最終目標値に対して努力を要する結果となったが、在宅歯科診療に係る医療機器等の整備により、整備医療機関数を増加させ、また、専門的な機能を有した歯科医療機関を増加させることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 設備整備に当たっては、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他	令和元年度 3,473 千円 令和 3 年度 5,459 千円 令和 4 年度 848 千円	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. (医療分)】 歯科衛生士修学支援事業	【総事業費】 (計画期間の総額) 5,223 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	広島県歯科医師会	
事業の期間	令和元年 11 月 19 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅療養支援歯科診療所の施設基準では、歯科衛生士の配置が 1 つの要件となっており、在宅歯科医療提供体制の構築における歯科衛生士の役割は非常に重要である。</p> <p>しかし、中山間地域等においては、就業歯科衛生士数が少ない地域も多くあり、地域偏在が生じている。</p> <p>アウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 279 施設 (R 元年度末) → 346 施設 (R5 年度末)</p>	
事業の内容 (当初計画)	修学支援金を歯科衛生士養成校の学生に貸与し、返済を免除する代わりに、一定期間は中山間地域等の就業歯科衛生士が不足している市町の歯科診療所に勤務する条件を課すことで、就業歯科衛生士の地域偏在の解消を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	貸与学生数 30 名	
アウトプット指標 (達成値)	貸与学生数 4 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 234 施設 (R2 年度末) → 239 施設 (R3 年度末)</p> <p>(1) 事業の有効性 診療報酬上の施設基準要件である過去 1 年間の歯科訪問診療の算定実績や、適切な研修を受講した歯科医師・歯科衛生士の数が十分でない歯科医療機関も多く、令和 5 年度最終目標値に対して努力を要する結果となったが、歯科衛生士の地域偏在を解消することにより、在宅歯科医療提供体制の強化することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 広島県内でも特に就業歯科衛生士が不足している中山間地域に重点を置いて免除の条件を付すことにより、効率的な就業歯科衛生士の地域偏在の解消に繋がっている。</p>	
その他	令和元年度 3,444 千円 令和 3 年度 64 千円 令和 4 年度 1,715 千円	